

別記様式(第7条関係)

## 会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町文化財保護審議会
- 2 会議日時 令和7年2月4日(火) 10時00分から11時00分まで
- 3 開催場所 富士川町役場 1階会議室101
- 4 出席者数 (1) 委員 9名  
(2) 事務局 3名
- 5 議題 町指定文化財について
- 6 審議会内容
  - (1) 開会
  - (2) 会長あいさつ
  - (3) 諮問  
富士川町文化財保護条例第19条2項により文化財指定の是非について、教育委員会から文化財保護審議会へ諮問
  - (4) 議事
    - ①町指定文化財について
    - ②その他
  - (5) 閉会
- 7 発言の内容
  - ①町指定文化財について

事務局 諮問のあった文化財資料について説明

- ・種類 仏像
- ・名称及び数量 木造七面大明神倚像 1軀
- ・所在地 壽命山 昌福寺
- ・内容 左手に宝珠、右手に鉤を持ち、岩座上に両脚を下ろして坐

る。木製。寄木造。玉眼嵌入。表面は白下地に金泥を多用した盛り上げ彩色を施す。像底には布張りが施され、全体に丁寧な仕上げである。

台座背面の墨書銘から制作は江戸時代、元禄 11 年（1698）の通形の七面大明神である。富士川舟運の時代に、船頭が道中の安全を祈願して必ず七面天女に参詣したと言われていた。県内でも同像の作例は多い。それらの中で本像は比較的大きく、また作行きも丁寧である。面長な相貌には目尻の切れ上がった女神らしい表情を表し、両膝を大きく開いて岩座に坐る姿には堂々とした趣がある。制作年が明らかかな点も貴重で、江戸時代前期の七面大明神像の基準作と言える。

委員 右手の鉤の由来を分かる範囲で教えてほしい。

事務局 この後、昌福寺で実物確認するので、住職に確認する。

委員 横向の七面堂本殿にも同様の七面天女像があるか。あればそれと比較する中で、昌福寺の像の価値を検討できると思う。

事務局 横向きの七面堂にも七面天女はある。今回は比較することは考えていないが、同様の像なので、所有者とも相談して今後検討していきたい。

委員 道中の安全を祈るために、船頭が昌福寺や横向きの七面堂にお参りしたことについて、わかることがあればまた教えてほしい。

委員 小室山にも七面堂はある。七面さんは女の神様でこの近辺にはいくつがある。

委員 富士川舟運に関係する地区にはあるということか。

委員 富士川舟運だけでなく、七面堂は鬼門の方向へ作るもので、身延山にもある。舟の安全祈願だけでなく、お寺を守る意味もあるのではないか。

委 員 黒沢河岸にもあるのか。

委 員 七面さんだけあるのではなく、お寺があつて七面さんがあるものである。

会 長 地域にはまだいくつかあるようなので、事務局で調べて研究することを望む。

事務局 昌福寺に移動し、実物も見ていただきたい。

(会場を移動し、住職から説明があり、実物を見学)

委 員 右手の鉤の由来は。

昌福寺 所説ある。

委 員 一度も手を入れていないのか。

昌福寺 手は入れていない。厨子内にあるので傷みは少ない。

(会場を移動し、審議再開)

事務局 文化財指定の申請のあつた資料について、説明をさせていただき、実物を確認してもらつた。再度、審議会を開催し、指定の是非について審議会としての意見をまとめたいと考えている。既に意見が固まっているのであれば、本日まとめていただいても構わない。

委 員 本日決定でよい。

委 員 制作年が明らかな点が貴重である。文化財指定に賛成である。

会 長 他に意見はないか。指定文化財に賛成の方は挙手を願う。

委 員 (全員挙手により賛成)

事務局 異議なしのようですので、申請のあった資料は指定文化財として相応しいという審議会の意見を教育委員会へ建議させていただく。

②その他

8 閉会